

○ 手厚い人員配置体制をとっている事業所が算定可能。

区分	要件	利用定員		
		20人以下	21人以上 60人以下	60人以上
人員配置体制加算 (Ⅰ)	(生活介護事業所でサービスを提供する場合) ・ 区分5又は区分6に該当する者等が利用者の60/100以上 ・ 直接処遇職員配置が「1.7:1」以上 (障害者支援施設で生活介護サービスを提供する場合) ・ 直接処遇職員配置が「1.7:1」以上	265単位/日	212単位/日	197単位/日
人員配置体制加算 (Ⅱ)	(生活介護事業所でサービスを提供する場合) ・ 区分5又は区分6に該当する者等が利用者の50/100以上 ・ 直接処遇職員配置が「2:1」以上 (障害者支援施設で生活介護サービスを提供する場合) ・ 直接処遇職員配置が「2:1」以上	181単位/日	136単位/日	125単位/日
人員配置体制加算 (Ⅲ)	(生活介護事業所でサービスを提供する場合/障害者支援施設で生活介護サービスを提供する場合共通) ・ 直接処遇職員配置が「2.5:1」以上	51単位/日	38単位/日	33単位/日

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、要件に応じて加算。(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを算定)

対象サービス

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

区分	要件 (※1)	単位数
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 算定率 (R4.12) : 40.9%	・生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師 (※2) である従業者の割合が35%以上	15単位/日 (※3) 10単位/日
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 算定率 (R4.12) : 10.7%	・生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が25%以上	10単位/日 (※3) 7単位/日
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 算定率 (R4.12) : 23.1%	・以下の①,②のいずれかに該当する場合 ①生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上 ②生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上	6単位/日 (※3) 4単位/日

(※1) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、作業療法士を配置している就労移行支援事業所等において、配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、「作業療法士」についても福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)における有資格者として評価 (H30報酬改定)

(※2) H30報酬改定において、精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うため、「公認心理師」を福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)における有資格者として追加

(※3) 療養介護、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の単位数 - 2 -